

(仮称) 品川区子ども・若者計画について

1. 背景

子ども・若者の健やかな育成等、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22 年 4 月 1 日より施行された。その後、東京都は、平成 27 年 8 月に都道府県の計画として「東京都子供・若者計画」を策定した。同法では、市町村は、「市町村子ども・若者計画」を作成する努力義務を規定している。

品川区では、「東京都子供・若者計画」の策定を受け、「(仮称) 品川区子ども・若者計画」の策定を検討する。

2. 計画策定の考え方

計画の策定にあたっては、子ども・若者育成支援推進大綱および東京都子供・若者計画を勘案して作成することとなっており、「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」に定められている基本的な視点等の内容を包括した計画を策定する。

3. 品川区青少年問題協議会での検討・審議

品川区青少年問題協議会は、品川区子ども・子育て会議会長、民生委員、町会連合会、各青少年対策地区委員会などの学識経験者や区内各警察署長、公共職業安定所長などの関係行政庁、区議会議員など幅広い分野の委員で構成されている。

平成 29 年 2 月 9 日（木）に開催された平成 28 年度第 2 回品川区青少年問題協議会において、区長より「(仮称) 品川区子ども・若者計画」について同協議会に諮問があり、専門委員会の設置が了承された。今後、同委員会において検討・審議が行われる。

4. 今後の予定

(1) ライフスタイルに関するアンケート実施・分析

平成 29 年 2 月 7 日（火）～27 日（月）

無作為抽出した 15 歳から 64 歳 2,000 名

(2) 専門委員会の開催

平成 29 年 5 月～11 月の期間に 3 回程度

(3) 青少年問題協議会へ素案提示

平成 29 年 7 月開催予定の平成 29 年度第 1 回品川区青少年問題協議会に、素案の提示

(4) パブリックコメントの実施

平成 29 年 8 月に広報しながら、区ホームページ等で周知

(5) 答申

平成 30 年 2 月開催予定の第 2 回協議会にて答申案を決定し、区長へ答申

(6) 計画の施行

平成 30 年 4 月施行